



避難行動要支援者名簿の作成と活用について

問 福祉課 地域福祉係 (☎95-0150)

1 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、要配慮者（高齢者や障がいのある人など）のうち、災害が発生したときや発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難で特に支援を必要とする人です。

2 避難行動要支援者の対象について

次の(1)～(9)のいずれかに該当する人が対象となります。

- (1) ひとり暮らし高齢者として市に登録されている人
- (2) 要介護認定区分が3～5までの人（施設入所者を除く）
- (3) 要介護認定区分が2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人（施設入所者を除く）
- (4) 要介護認定区分が2以下で障がい高齢者の日常生活自立度B以上の人（施設入所者を除く）
- (5) 身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、その障がいの程度が1級～3級までの肢体不自由、1級～6級までの視覚障がいまたは聴覚障がいである人
- (6) 療育手帳の交付を受けた人のうち、その障がいの程度がA判定もしくはB判定である人またはこれと同程度の障がいである人
- (7) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人のうち、その障がいの程度が1級または2級である人
- (8) 特定医療費（指定難病）の支給認定を受けた人のうち、自ら避難することが困難な人
- (9) その他支援を希望する人で市長が支援を必要と認めた人

3 避難行動要支援者名簿の活用について

知立市では、平成25年度に災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を整備しています。平常時の名簿の情報提供に同意していただくと、皆さんがお住まいの地域の避難支援等関係者に名簿を提供し、日頃から防災訓練などに活用することにより、地域の避難支援体制の強化につながり、災害への備えになります。

4 名簿の情報提供に関する手続き

過去1年間で(1)～(7)に該当することになった人には、6月初旬に避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意書（以下「同意書」という。）と案内文書を送付します。必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒により郵送ください。

※同意がない場合は、平常時には避難支援等関係者に名簿の情報が提供されません。

※令和7年度までに同意書と案内文書を送付済の人（すでに同意書を提出した人、未回答の人）には送付されません。

※避難行動要支援者の対象とならない人でも、自力での避難が難しく、支援が必要な人は名簿への登録ができます。名簿への登録を希望する人は、福祉課までご連絡ください。

